

平成30年2月7日

## 平成29年度におけるユネスコ無形文化遺産への提案候補の選定について

2月7日（水）に開催された文化審議会無形文化遺産部会において、「伝統建築こうしゅう工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が本年度のユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への提案候補として選定されましたので、お知らせいたします。

選定保存技術から登録されれば、初めての例となります。

なお、「伝統建築こうしゅう工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の提案については、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議（2月中旬以降開催予定）において審議の上、3月末にユネスコに提案書を提出する予定です。

（参考）今後の予定

平成30年2月中旬以降	無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において審議
平成30年3月末	ユネスコ事務局に提案書を提出
これまでの例から見込まれる予定	
平成31年3月末	ユネスコ事務局に提案書を再提出
平成32年10月頃	評価機関による勧告
平成32年11月頃	政府間委員会において審議・決定

## &lt;担当&gt;

（ユネスコ無形文化遺産全般に関して）

文化庁文化財部伝統文化課文化財国際協力室

室長補佐 濱田（内線3056）

係長 米岡（内線2870）

（今回の提案内容に関して）

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

修理指導部門調査官 黒坂（内線2796）

電話：03-5253-4111（代表）

FAX：03-6734-3820

## 選定物件

ユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への記載に向けて、今年度提案することが適当と思われる案件として、「伝統建築工匠こうしょうの技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を選定する。

## 選定理由

文化審議会としては、ユネスコに提案したものの未審査のままの案件（Pending files）5件（綾子踊あやこおどり、諸鈍芝居しよどんしばや、多良間の豊年祭たらま ほうねんさい、建造物修理・木工、木造彫刻修理）について、これまでの方針に基づきグルーピングを行った上で、優先的に提案することとしていた。

そのため、今年度はこれら5件のグルーピングについて、審議を重ねてきた。審査制限による2年に1度の機会を着実に捉えるためには、登録基準となる5つの要件、すなわち、①条約第2条の「無形文化遺産」の定義に沿っていること、②文化の多様性を反映し、人類の創造性の証明に貢献すること、③保護措置が図られていること、④関係コミュニティの同意があること、⑤国内の目録に含まれていること、を全て満たす必要がある。

これらを総合的に勘案した結果、今年度の選定候補については、現時点で最も準備が整っていると判断される「建造物修理・木工」を中心にグルーピングした「伝統建築工匠こうしょうの技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を選定することとした。

## 提案概要

### 1. 名 称

伝統建築<sup>こうしやう</sup>工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術

### 2. 内 容

木・草・土などの自然素材を建築空間に生かす知恵，周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用，健全な建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な木工・屋根<sup>ぶき</sup>葺・左官・装飾・畳など，建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら，工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術。

### 3. 分 野

伝統工芸技術，自然及び万物に関する知識及び慣習

### 4. 構 成

国の選定保存技術のうち以下の14件。

「建造物修理」，「建造物木工」，「檜<sup>ひわだぶき</sup>皮<sup>こけらぶき</sup>葺<sup>かやぶき</sup>・柿<sup>かやぶき</sup>葺」，「茅<sup>かやぶき</sup>葺」，「建造物装飾」，「建造物<sup>さいしき</sup>彩色」，  
「建造物<sup>うるしぬり</sup>漆塗」，「屋根<sup>がわらぶき</sup>瓦<sup>ほんがわらぶき</sup>葺（本瓦葺）」，「左官（日本壁）」，「建具製作」，「畳製作」，  
「装<sup>そうこう</sup>潢<sup>そうこう</sup>修理技術」，「日本産漆生産・精製」，「縁<sup>えんつけきんぱく</sup>付<sup>えんつけきんぱく</sup>金箔製造」

### 5. 保護措置

伝承者養成，研修発表，技術・技能錬磨，記録作成，原材料・用具の確保 等

### 6. 提案要旨

○木工・屋根<sup>ぶき</sup>葺<sup>ぶき</sup>・左官・装飾・畳などの伝統建築修理の技術は，木・草・土などの脆弱<sup>ぜいじゃく</sup>な自然素材で地震や台風に耐える構造と豊かな建築空間を生み出し，法隆寺をはじめとする歴史的建築遺産に不可欠な保存修理においては，建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な技術であり，棟<sup>とうりよう</sup>梁<sup>とうりよう</sup>を中心とする職種を越えた組織の下，伝統を受け継ぎながら，工夫を重ねて発展してきた。

○歴史的建築遺産と技術の継承を実現する適切な周期の保存修理は，郷土の絆<sup>きずな</sup>や歴史を確かめる行事であり，多様な森や草原等の保全を木材<sup>ひわだ</sup>，檜<sup>ひわだ</sup>皮<sup>かや</sup>，茅<sup>かや</sup>，漆<sup>かや</sup>，い草などの資材育成と採取のサイクルによって実現するなど，持続可能な開発に寄与するものである。

○このような「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は，法隆寺をはじめとする世界文化遺産となった木造建造物や，日本の建築文化を支える無形文化遺産の保護・伝承の事例として，世界の建築に関わる職人や専門家との技術の交流，対話が深められ，国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

## 伝統建築こうしやう工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術

	選定保存技術	保存団体
1	建造物修理	(公財)文化財建造物保存技術協会
2	建造物木工	(公財)文化財建造物保存技術協会
		NPO法人日本伝統建築技術保存会
3	ひわだぶき、こけらぶき 檜皮葺・柿葺	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会
4	かやぶき 茅葺	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会
5	建造物装飾	(一社)社寺建造物美術保存技術協会
6	建造物 <small>さいしき</small> 彩色	(公財)日光社寺文化財保存会
7	建造物 <small>うるしぬり</small> 漆塗	(公財)日光社寺文化財保存会
8	がわらぶき、ほんがわらぶき 屋根瓦葺(本瓦葺)	(一社)日本伝統瓦技術保存会
9	左官(日本壁)	全国文化財壁技術保存会
10	建具製作	(一財)全国伝統建具技術保存会
11	畳製作	文化財畳保存会
12	そうこう 装飾修理技術	(一社)国宝修理装飾師連盟
13	日本産漆生産・精製	日本文化財漆協会
		日本うるし掻き技術保存会
14	えんつけきんぱく 縁付金箔製造	金沢金箔伝統技術保存会

14件(13団体)

# ユネスコ無形文化遺産について

(参考資料)  
2017年12月15日現在

## 条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]  
※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護  
■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**」  
■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成  
■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 175

## 我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 **21件**  
世界全体では**399件**

■ 重要無形文化財 ■ 文化審議会決定  
■ 重要無形民俗文化財 ■ 情報照会

2008	のうがく <b>能楽</b>	にんぎょうじゅうりゅうびんらんく <b>人形浄瑠璃文楽</b>	かぶき <b>歌舞伎</b>
2009	ががく <b>雅楽</b> こしじまのとしどん <b>甌島のトシドン【鹿児島】</b> ちゃっきらこ <b>チャッキラコ【神奈川】</b>	おぢやちぢみ・えちごじょうふ <b>小千谷縮・越後上布【新潟】</b> おくのとのあえのこと <b>奥能登のあえのこと【石川】</b> だいにちどうぶがく <b>大日堂舞楽【秋田】</b>	はやちねかぐら <b>早池峰神楽【岩手】</b> だいもくたて <b>題目立【奈良】</b> あきうのたうえおどり <b>秋保の田植踊【宮城】</b> あいぬこしきぶよう <b>アイヌ古式舞踊【北海道】</b>
2010	くみおどり <b>組踊</b>	ゆうきつむぎ <b>結城紬【茨城・栃木】</b>	
2011	みぶのはなたうえ <b>壬生の花田植【広島】</b>	さだしんのう <b>佐陀神能【島根】</b>	ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】 <b>本美濃紙, 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ</b>
2012	なちのてんがく <b>那智の田楽【和歌山】</b>		
2013	わしよく <b>和食: 日本人の伝統的な食文化</b>	にほんじんのでんとうてきなしょくぶんか	
2014	わし <b>和紙: 日本の手漉和紙技術【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】</b>	にほんのてすきわしぎじゆつ せきしゅうはんし ほんみのし ほそかわし	※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016	やまほこやたいぎょうじ <b>山・鉾・屋台行事</b>	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
提案中	らいほうしん かめんかそうのかみがみ <b>来訪神: 仮面・仮装の神々</b>	※甌島のトシドンに、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張提案【2017年3月末提案】	

## 登録までの流れ

### ■ 締約国からユネスコに申請(毎年3月)

【毎年, 各国1件の審査件数の制限】

- \* 2018・2019年は2年に1件の審査保障
- \* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先

### ■ 評価機関による審査

### ■ 政府間委員会において決定(翌年11月頃)

- ① 記載 (inscribe)
- ② 情報照会 (refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載 (not to inscribe)

## 登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。

- (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事  
(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術

2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。

3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。

4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。

5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。